

函館市営住宅等の整備に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月28日

函館市長 工 藤 壽 樹

## 函館市規則第22号

### 函館市営住宅等の整備に関する基準を定める条例施行規則 の一部を改正する規則

函館市営住宅等の整備に関する基準を定める条例施行規則（平成25年函館市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「措置は、」の後ろに「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第35条第1項第1号の規定に基づく建築物エネルギー消費性能誘導基準（市営住宅の借上げの場合にあつては同法第2条第1項第3号の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準，これらにより難しい場合にあつては）」を加え，「第3条第1項」を「第3条の2第1項」に，「を満たす」を「）を満たし，かつ，気候風土，高層等により合理的な再生可能エネルギーの活用が困難でやむを得ない場合等を除き，太陽光発電設備の設置（敷地内に設置した太陽光発電設備の活用を含む。）を行う」に改める。

### 附 則

この規則は，令和5年4月1日から施行する。